

一般社団法人兵庫県社会福祉士会の主催研修等における 自然災害等発生時の開催についての判断基準（ガイドライン）

2014 年 10 月 18 日制定

2024 年 6 月 8 日改正

1. 対象となる事象

- (1) 自然災害（台風、大雨、大雪、川の氾濫、地震等）
- (2) 感染力・重篤度・危険性が高い感染症の拡大
（例）新型コロナウイルス感染症（5 類移行前）

2. 対象となる研修等

- ①一般社団法人兵庫県社会福祉士会の担当委員会または地区ブロック（以下「担当委員会等」という）が主催する研修、研究会、事例検討、フォーラム、セミナー及び委員会等（以下「研修等」という）を対象とする。

3. 判断基準

下記の状況にある場合は中止もしくは延期する。

なお、オンライン形式での開催方法等により、研修運営にかかる講師、スタッフの人員すべてが確保できる場合は開催に努める。

- (1) 自然災害
 - ①研修開催場所に特別警報が発令された場合
 - ②研修開催場所に①以外の警報が発令された場合、または台風接近の場合は、開催会場・講師やスタッフの状況を勘案して担当委員会等が個別に判断する。
- (2) 感染力・重篤度・危険性が高い感染症の拡大
 - ①感染症の拡大により事務局が使用できなくなった場合。
 - ②講師が出講できず、代替手段が確保できない場合。
 - ③その他研修開催を担当委員会等が不相当と判断した場合。

4. 判断時期

- ①研修会時間（受付開始時間）の 2 時間前までに担当委員会等が決定する。
- ②研修等を中止もしくは延期する場合、担当委員会等は、広報委員会へ連絡するとともに、広報委員会は、すみやかにホームページ（Facebook）にて告知する。Facebook URL : <https://www.facebook.com/hacswmain/>
- ③台風接近の場合は接近状況をみておおむね 1 日前に担当委員会等が判断する。

5. 開催を中止もしくは延期した後の対応について

- (1) 開催の中止
 - ①単発の研修や認証を受けていない研修で、後日開催の調整が難しい場合は中止とする
 - ②研修を中止した場合は、受講料の返金は原則行わない。この場合、資料を個別に送付する。
- (2) 開催の延期

- ①連続講座や認証を受けた研修は原則中止せずに延期とし、担当委員会等は日程調整のうえ後日開催する。